



燃料価格高騰を受け、経営に大きな影響を受けている市内一般貨物自動車運送事業者等に対して、事業継続に向けた支援を行う。

1. 対象者

見附市内に本社、支社、営業所等を有する事業者のうち以下に該当するもの。

- ①トラック事業者（一般貨物自動車運送業）
- ②貸切バス事業者
- ③タクシー事業者※ガソリンを燃料とする車両のみを対象とし、LP ガスを燃料とする車両は対象外とする。
- ④自動車運転代行業者

2. 交付額（1事業者あたり1回・上限10台分）

トラック1台につき	40,000 円
バス1台につき	40,000 円
タクシー1台につき（ガソリン車に限る）	20,000 円
運転代行伴走用自動車1台につき	20,000 円

3. 申請期間

令和4年9月20日（火）～令和4年10月31日（月） ※郵送の場合は、当日消印有効

※補助金の交付申請額が予算に達した時点で受付を終了します。

4. 申請に必要な書類

《全事業者共通》

- ①. 運送事業者等燃油価格高騰対策支援補助金 申請書兼請求書
- ②. 対象車両の「自動車検査証」の写し
- ③. 振込先口座の通帳の写し（※1）

※1 金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人がわかるものを添付してください。
業種ごとに必要な書類は下記1～4をご確認下さい。

1. トラック事業者（一般貨物自動車運送業）

- ①. 一般貨物自動車運送事業を営んでいることが分かる書類の写し
以下のうち、いずれかを提出

・「一般貨物自動車運送事業報告書」の1枚目（新潟運輸支局またはトラック協会の受付印のあるもの）

・「一般貨物自動車運送事業許可書」「更新許可書」の写し 等

②. 令和4年9月16日時点での営業車両数の分かる書類の写し

一般貨物自動車運送事業の「事業計画変更届出書」（受付印のあるもの）

2. 貸切バス事業者

①. 道路運送法第4条の規定による登録を受けたことが分かる書類の写し

②. 令和4年9月16日時点での営業車両数の分かる書類の写し

一般貸切旅客自動車運送事業の「事業計画変更届出書」（受付印のあるもの）

3. タクシー事業者

①. 道路運送法第4条の規定による登録を受けたことが分かる書類の写し

②. 令和4年9月16日時点での営業車両数の分かる書類の写し

4. 自動車運転代行業者

①. 新潟県公安委員会が交付した自動車運転代行業に係る認定証の写し

②. 自動車運転代行業で使用している車両であることを証する書類の写し

運転代行受託者保険証書の写し（対象車両を確認できるもの）

5. 申請方法

申請に必要な書類を用意し、下記担当まで郵送で提出いただくか、窓口までご持参下さい

<お問い合わせ先>

担当 〒954-8686 見附市昭和町 2-1-1 見附市 地域経済課 産業企画係

電話 0258-62-1700（内線：231） **MAIL** chiikikeizai@city.mitsuke.niigata.jp

※申請に伴う詳しい詳細は、交付申請要領をご覧ください。